

通所型サービス A

運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定するために必要な要件について

1. 実施する事業所の体制変更

事業所が指定を受ける際に「運動器機能向上加算」・「栄養改善加算」・「口腔機能向上加算」について「加算なし」と届けている場合は、変更が必要です。

提出物：第一号事業所変更届

檀原市介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書

※従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表は提出不要ですが、運営指導等では確認します。

期 限：加算を算定する前月末まで

2. 利用者に実施する場合

① ケアマネジャーと情報共有し、プランに落とし込んでください。

サービス担当者会議や本人の同意等が必要です。

② 利用者ごとの課題に対して個別計画を作成してください。

市指定の様式はありません。事業所で評価しやすい様式を使用してください。

③ 1カ月ごとの記録、3カ月ごとの評価を行ってください。

※運営指導等で適切に実施されているか確認します。

檜原市第一号事業実施要綱（平成 28 年 3 月 25 日告示第 63 号）より抜粋

●運動器機能向上加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び第 8 項において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この項において「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、通所型サービス A 従事者その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、通所型サービス A 従事者その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

●栄養改善加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び第 8 項において「栄養改善サービス」という。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、通所型サービス A 従事者その他の職種の者（以下この項において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

●口腔機能向上加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び次項において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、通所型サービス A 従事者その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

※上記の「定期的に記録」は「1 カ月ごと」、「定期的に評価」は「3 カ月ごと」を目安としています。